

# 長浜水道企業団緊急工事等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害等緊急時における工事、修繕及び測量・設計委託（以下「工事等」という。）に係る契約に関し、事務の透明性及び迅速な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約事務)

第2条 この要領の対象となる契約事務は、次の各号に定める工事等に係るものとする。

- (1) 災害に伴う緊急復旧工事および未然防止のための応急工事
- (2) 特殊な技術を要する漏水修理工事、企業団の保有する機械器具や職員では掘削が困難な箇所での漏水修理工事
- (3) 交通事故等により損壊した水道施設または水道管路の緊急復旧工事
- (4) 放置することにより事故が発生する恐れがある場合の道路陥没等に伴う水道管路および管路に付随する舗装工事跡等の緊急復旧工事
- (5) 浄水施設の異常でただちに対応しなければ浄水処理に多大な影響を及ぼす可能性のあるものに伴う緊急復旧工事
- (6) その他緊急に実施することが必要であると認められる工事等

2 前項に掲げる工事等を実施しようとする主管課は、次条に定める発注手続の前に総務課長および総務課担当課長(契約担当)と協議しなければならない。

(発注手続)

第3条 主管課は、緊急工事等の必要が生じたときは、速やかに現場を確認の上、支出負担行為伺い(起工)を行うものとする。

2 前項の緊急工事等に係る起案は、支出負担行為伺い(緊急工事等)とする。

3 主管課は、決裁後速やかに、選定業者に緊急工事等発注書を交付するとともに、工事等に着手させるものとする。

(事後の処理)

第4条 大規模災害、勤務時間外等に緊急工事等の必要が生じた場合で、前条の手続を経る暇がないときは、担当者は所属長の指示を仰ぎ、選定業者に緊急工事等を指示した後、遅滞なく所定の手続をとるものとする。

(工事等の業者選定)

第5条 水道管路にかかる緊急工事の業者は原則として、小規模業務登録を行った業者で、必要な資格基準を満たす業者の中から、最初に連絡が取れた業者へ依頼するものとする。ただし、次の各号に該当する業者がある場合は、これを考慮することができる。

(1) 現場の至近距離に事務所または作業所を有する者

(2) 現場の近くで他の工事を施行中の者

(3) 緊急工事に対応できる技術的能力と必要な設備、資機材を有している者

2 前項以外の緊急工事等の業者は、長浜水道企業団随意契約ガイドラインの規定に基づき選定するものとする。

(発注後の事務手続)

第6条 主管課は、緊急工事等の完了後速やかに施行業者から見積書を徴取し、総務課担当課長(契約担当)に契約手続を依頼するものとする。

(契約締結後の事務手続)

第7条 契約締結後の事務手続は、長浜水道企業団水道事業会計規程、長浜水道企業団契約規程、長浜水道企業団建設工事等検査規程等に定めるところによる。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。